

## みんなで楽しんで歩きましょう!!

# 元気21!ほろのべウォーキングラリーの開催について

皆さまの健康になろうとする気持ちや行動を応援するために、幌延町健康増進計画実行委員会主催で、ウォーキングラリーを行います。今年度からいきいきブルピーポイント事業の対象となります。

- 記
- |                  |  |
|------------------|--|
| <b>1 内 容</b>     | 参加登録した方にお渡しする、ウォーキング手帳に毎日の歩数を記録します。到達歩数に応じて（最低60万歩以上）ブルピーポイントに交換できます。  |
| <b>2 対 象</b>     | <b>18歳以上の町民</b>  |
| <b>3 登 録 料</b>   | 無 料  |
| <b>4 開 催 期 間</b> | 平成28年4月15日（金）～平成28年10月31日（月）（200日間）  |
| <b>5 登 録 受 付</b> | 平成28年4月4日（月）～平成28年4月15日（金）   |
| <b>6 申 込 先</b>   | 窓口：保健センター、総合体育館、問寒別生涯学習センター、役場（4月8日（金）午後1時から4時のみ）<br>メール：保健センター zusr-hok@town.horonobe.hokkaido.jpに「ウォーキングラリー申込み」とメールを送信してください。  |
| <b>7 そ の 他</b>   | ・数に限りはありますが、貸出用の万歩計を用意しています。<br>・万が一のけが等に備えて、スポーツ保険への加入をお勧めします。<br>・いきいきブルピーポイント事業の対象として、参加登録時に2ブルピー、60万歩達成で2ブルピー、80万歩、100万歩、120万歩、140万歩、160万歩、180万歩、200万歩達成でそれぞれ1ブルピーと交換できます。報告期限は11月30日（水）までです。<br>・ご不明な点は、幌延町健康増進計画委員会事務局（保健センター）にお問い合わせください。 |

**無理せず、楽しい健康づくりは、今より10分多く動くことから!**

**問い合わせ先**

**幌延町健康増進計画実行委員会事務局：保健センター（電話・告知端末機 5-1790）**



## 高齢者向け給付金

町では、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、「高齢者向け給付金」を支給します。

給付金の概要については、次のとおりです。

- 1. 支給対象者** 次の①～③の全ての条件を満たす方  
①平成27年1月1日時点（基準日）で幌延町に住民登録がされている  
②平成28年度中に65歳以上となる者（昭和27年4月1日以前生まれ）  
③平成27年度分町民税（均等割）が課税されていない（非課税者）  
※課税されている方の扶養となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
- 2. 支給額** 給付対象者1人につき30,000円
- 3. 申請方法** 幌延町広報誌『ほろのべの窓』今月号に申請書等を折り込んでいますので、必要事項の記入を行い、関係書類を添えて郵送・持参等により、保健福祉課戸籍福祉グループ（旧町民課保健福祉グループ）または問寒別出張所へ提出してください。  
※基準日以降に転出された方には、別途申請書等を郵送します。
- 4. 申請受付期間** 平成28年4月11日（月）～平成28年7月11日（月）
- 5. 注意事項** 町民税が課税されていない方かどうかを判定するには、町・道民税の申告が必要です。収入、所得がない方でも申告をしていないと高齢者向け給付金の対象とならない場合がありますので、必ず申告していただきますようお願いいたします。

### 「高齢者向け給付金」に関するお問い合わせ専用ダイヤル

厚生労働省では、高齢者向け給付金に関する一般的な問い合わせに対応するため、専用ダイヤルを設置しています。制度の概要についての問い合わせは、下記専用ダイヤルをご利用ください。

○厚生労働省「高齢者向け給付金」 0570-037-192 ○受付時間 平日の午前9時から午後6時まで

### 「高齢者向け給付金」をよそおった“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐欺”にご注意ください!!

- ・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「高齢者向け給付金」を支給するために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、迷わず、役場や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

担当：保健福祉課戸籍福祉グループ 電話5-1115・告知端末5-8813（旧町民課保健福祉グループ）